

西周代陝東出自者「周化」考

—西周中期改革考(1)—

谷 秀 樹

序章

西周王朝の政治体制は、共王期頃を画期として大きく変質していった事が知られている。

まず宮廷儀礼の面ではいわゆる冊命儀礼が導入され、父祖以来の職事の承襲や新たな職事の叙任に際し、独特の定型的賜与品を授与して周王との主従関係を再構築するという周的君臣関係が形成されていった¹⁾。また、官制面では、参有嗣等をはじめとする周的諸官が登場し、それらの諸官を執政団・右者レベルの内諸侯大族が統御するという権力機構の在り方が成立する²⁾。そして周王の排他的専称である「天子」号もこの頃から本格的に使用され始める³⁾。

文化事業面では、青銅器様式の大きな変化が認められ、それらを用いた祭祀形式の変容も推定されている⁴⁾。また、紀年法の面では殷式紀年法から周式紀年法への移行が明確化する⁵⁾。そうして、大雅、小雅等の詩篇の編纂やある種の年代記的記述の作製も、この時期以降に開始されたものと見られている⁶⁾。

以上列举した多岐にわたる変化は、共王期頃を境として一律的に起こっているものであり、たまたま時期が重なったというような偶発的出来事では決してなく、何らかの政策的意図をもって周王朝が積極的に推進していたものと考えられる。本論ではこれら一連の変化を、周王朝の企図に拠るものであるという想定をふまえて「西周中期改革」と称する事にするが、ではこのような「改革」の目的とするところは何であったのであろうか。周王朝はどのような「統一王朝になる」事を理想としてこれら種々の改革に取り組もうとしたのであろうか。そうして、その理想は現実の王朝支配の推移にどのような影響を及ぼしていたのであろうか。

本稿では上記の点について、陝東出自者⁷⁾の「周化」過程に関する分析を中心に初歩的考察を試みる事にする。本稿における「周化」とは、自作器銘所掲の図象記号や陝東系諡号〈十干称謂〉を削去もしくは周系の形式に変質させる行動様式を指し、“陝東出自者による陝東系文化の放擲行為及び周系文化の受容行為”を意味する。例えば、陝東系の微氏一族が周王朝に入臣した後に、周系諡号の様式を部分的に摂り入れた折衷型諡号へと切り替えているのがその例であり⁸⁾、この事例に拠ると「周化」行為とは周王朝に対する“服属”過程と密接な関係があったものと想定されよう。すなわち「周化」とは、「周の様式」の受容を自ら選択する事によって帰順の意思を明示する象徴的行為であったものと考えられるのである。

以下の考察では、まず「周化」行為について具体的に検証し、その上で「周化」行為と「西周中期改革」との相互関係について説き及ぶ事にしたい。なお、検討作業では主に金文史料を用いる事にするが、紀年が示された金文〈以下、紀事金文〉の断代に関しては吉本道雅 2004, 2005 に示された断代案〈以下、吉本紀年〉に基本的に依拠する事にする。また、紀事金文以外の金文断代については、林巳奈夫『研究』や白川静『通釈』等の断代案を参考にする事にする⁹⁾。

第一章 陝東出自者の「周化」過程

陝東出自であるか否かを判別する上で重要な手掛かりとなるのは、前述のように彼等の自作器に銘記された図象記号¹⁰⁾や陝東系諡号〈十干称谓〉¹¹⁾、殷式紀年法¹²⁾等の有無である¹³⁾。そうして、元来これらの表徴を有し、その後になってこれらの表徴が消滅したり周的な形態に変質したりしていた場合、当該族は〈少なくとも部分的に〉陝東系の文化様式を廃棄・或いは変形して「周化」したものと暫定的に認める事ができると思われる。但し、たとえ「周化」の道を選んだとしても、その受容過程はかなり漸進的なものであったようであり、例えば殷式紀年法を廃棄しても陝東系諡号を用い続けたり、廃棄したかに見えた図象記号を再度用いるという事もあったようである。

まず、図象記号について見ると、その使用例は中期改革期以前の器銘に多見するが¹⁴⁾、共王期以降になるとほぼ消滅する。例外的に、夷王4年の癸盞銘（中期 [4462—4463]、Ⅲ A）と厲王25年の鬲徒盞銘（後期 [4466]、Ⅲ B）にその使用が認められるが、共和期以降には完全に消滅する。

次に、殷式紀年法及び陝東系諡号について見ていくが、特に殷式紀年法に関しては留意しておかねばならない点がある。中期改革期以前の器銘である段簋銘（中期 [4208]）¹⁵⁾に、

唯王十又四祀十又一月丁卯、王在畢、烝。戊辰、曾。王蔑段曆、念畢仲孫子、令龔飢、遄大則于段。・・

これ王の十又四祀十又一月丁卯、王 畢に在り、烝す。戊辰、曾す。王 段の曆を蔑わし、畢仲の孫子を念いて、龔飢を令い、大則を段に遄らしむ。・・

とあり、「畢仲孫子」である段が殷式紀年法を用いているのであるが、畢仲は周族出自であると考えられる¹⁶⁾。そうだとすれば、周族出自者によっても殷式紀年法が用いられる事があり得たという事になり¹⁷⁾、殷式紀年法の使用有無のみを根拠として陝東出自であるか否かを判断する事は危険であるという事になるのである。それ故、本稿では特に殷式紀年法の使用例に関し、殷式紀年法のみではなく同時に陝東系諡号をも用いている事例のみを陝東出自者の事例として確実視する事にし、殷的紀年法のみ事例については紀年法変化の趨勢を知る参考とするにとどめる事にしたい。ちなみに、殷式紀年法は銘末に表示するのが本来の形式であり、これに対して周式紀年法の場合には器銘の冒頭に付されるのが通例である点を考慮すると、段簋銘のように殷式紀年法を冒頭に表示する事はその過渡期的性格を示すものであらうと思われる。また、逆に周式紀年法を銘末に用いる事例も同様である。

さて、中期改革期以前について見てみると、紀年法の面では殷式紀年法や大事紀年方式が一般的に用いられており¹⁸⁾、また諡号の面では陝東系諡号の使用例が累見される。

このような大勢の中で特に注目されるのが、いずれも陝東系諡号を使用している作冊折觥銘（前期 [9303]、Ⅰ B）と作冊鬲卣銘（前期 [5407]、Ⅰ B）の事例である。両器銘は共に康王19年に繫年されると見られるのであるが¹⁹⁾、前者では殷式紀年法が用いられている一方、後者においては周式紀年法が用いられている（陝東出自者による使用例としては初）のであって、陝東出自者が紀年法を変更する端緒が康王期にあった事を示している。また、孟卣銘（前期 [5399]、Ⅱ B）や孟方鼎銘〔『近』（殷後期 [306—307]）〕で陝東系諡号を用いている〈孟卣銘には図象記号もあり〉孟が、康王23年の大孟鼎銘（前期 [2837]、Ⅰ B）では「祖南公」、康王25年の小孟鼎銘（前期 [2839]）では「□伯」というように周系諡号を用いている事例も、康王期頃が初発的变化の時期であった事を示唆しているものと思われる〈この場合は諡号面における周系への変更〉²⁰⁾。

特に諡号面においては、陝東系諡号の標準型〈十干諡号〉と周系〈某公や某伯仲叔季等の呼称〉との折衷型〈(十干諡号<+>公もしくは伯仲叔季)〉が形成された²¹⁾。例えば繁簋銘(前期[4146])で「祖戊」の器を作器していた繁が、繁卣銘(中期[5430])で「文考辛公」の器を作器している例がその移行過程を示しており、また糸簋一銘(中期[4122])で「文祖辛公」の器を作器し、糸簋二銘(前期[3863])や糸弑卣銘(中期[5419—5420]、ⅡB)で「文考乙公」の器を作器している糸〈伯弑〉の事例は、折衷型の世襲例である〈糸自身は弑鼎二銘(中期[2824]、ⅡB)で子の弑から「文考甲公」と諡されている〉。これ等の事例に対し、前述した孟の場合は直接的に周系諡号へと移行した例であろう²²⁾。

但し、上述のような「周化」の諸例は際立って時期の早い例であり²³⁾、一般的には中期改革期以降になって、紀年法や諡号の面での変更が漸進的に進められたようである。

まず共王2年の趯觶銘(中期[6516]、Ⅱ)及び呉方彝銘(中期[9898]、Ⅱ)では銘末に殷式紀年法が用いられていたのであるが、同3年の師遽簋銘(中期[4214])と同8年の師觶鼎銘(中期[2830]、ⅡB)では冒頭で殷式紀年法が用いられている〈いずれも作器者の出自は不詳〉。ついで同17年の詢簋銘(中期[4321]、ⅡB)で銘末殷式紀年法を用いていた詢〈師詢〉が、孝王元年の師詢簋銘(後期[4342])では銘末に周式紀年法を導入している〈陝東系諡号を銘記〉。一方、懿王12年の大師盧簋銘(中期[4251—4252]、ⅡB)の場合も、銘末に周式紀年法を用いている〈盧は、盧作父辛簋銘(前期[3520])で陝東系諡号を使用〉。すなわち、共王～孝王期は紀年法の形式面における一種の過渡期であったものと思われ、図式化すると〔銘末殷式紀年法→冒頭殷式紀年法→銘末周式紀年法→冒頭周式紀年法〕という過程を辿って移行したものであろう。

また、共王27年の裘衛簋銘(中期[4256]、ⅡB)で冒頭周式紀年法を用いていた裘衛〈出自不詳〉の場合は、孝王5年の裘衛鼎一銘(中期[2832]、ⅡB)で銘末殷式紀年法に変更した後、同9年の裘衛鼎二銘(中期[2831]、ⅡB)及び夷王3年の裘衛盃銘(中期[9456]、Ⅲ)では再び冒頭周式紀年法に変更し直している〈裘衛盃銘では周系諡号も用いている〉。これは、族内においていずれの紀年法を採用するか逡巡した経緯²⁴⁾を示す例であろう。

共王期末期以降になると、陝東系諡号を銘記する者で冒頭周式紀年法を採用する者が増え始める〈先述した師詢簋銘も同例〉。例えば共王30年の虎簋銘〔『近』(中期[491])〕や、懿王3年の師農鼎銘(中期[2817])、孝王8年の斉生魯彝銘(西周[9896])、夷王12年の永盂銘(中期[10322]、Ⅱ)、厲王15年の大鼎銘(中期[2807—2808]、ⅢA)、共和元年の師𠬪簋銘(後期[4311])、宣王18年の呉虎鼎銘〔『近』(後期[364])〕等、みなその例である。陝東系諸族の中には、たとえ紀年法の変更には応じて、諡号については父祖伝来の称谓を頑なに守ろうとする族がいたという事であろう。

このような事例に対し、完全に「周化」する道を選んだ陝東出自者の例としては、鬲徒〈鬲攸徒〉があげられる。鬲徒は、厲王25年の前掲鬲徒盥銘で既に冒頭周式紀年法を採用しており、また皇祖「丁公」及び文考「恵公」の器を作器している。「丁公」から「恵公」への移行は折衷型から周系諡号への変更を明確に示しているものと思われるが、いまだに図象記号が見受けられる。ところが、厲王31年の鬲攸徒鼎銘(後期[2818]、ⅢB)になると、周式紀年法の採用や周系諡号への変更は鬲徒盥銘と変わらず、図象記号のみが消えているのである。すなわち、鬲徒の場合はまず第一に紀年法を周式に変更し、ついで第二に諡号を周系に移行させ、そして第三に図象記号を削去する事で、ついに完全「周化」を完成させたものと見られるのである²⁵⁾。この「周化」の順序は諸族によってそれぞれ異なっていたものと思われるが、移行過程は鬲徒の例のように漸進的に進められたものであろう。

そうして、完全に「周化」し、なおかつ周初からの周的系譜を作製して過去の陝東系出自を消し去ってしまったと考えられる例として、呉述の事例を挙げる事ができる。述盤銘〔『収』(後期[757])〕によると、

述曰、丕顯朕皇高祖単公、趯々克明哲厥德、夾召文王、武王、撻殷、応受天魯命、匍有四方。並宅厥勤疆土、用配上帝。・・

述曰く、丕顯なる朕が皇高祖単公、趯々として克くその徳を明哲にし、文王、武王を夾召し、殷を撻ち、天の魯命を応受し、四方を匍有せり。並びにその勤めたまえる疆土に宅りて、用て上帝に配さる。・・

というように、呉述は単氏の族員であり、同出の鬲に「単叔」の器銘がある点から単叔家に所属していたものと見られている²⁶⁾。そして、『元和姓纂』(上平声:寒条)に「単、周成王封少子臻于単邑」とある点や『国語』周語中の「今雖(単)朝也不才、有分族於周」に付された韋昭注に「有分族、王之親族也」とある点²⁷⁾、また述盤銘所載の「高皇祖恵仲盞父」が作器したとされる盞駒尊銘(中期[6011]、Ⅱ)に「・・(盞)拝稽首曰、王弗忘厥旧宗子、熙皇盞身。・・」とある点等²⁸⁾から、姬姓の周系族であると見られているのである。

しかしながら、まず『元和姓纂』所載の始祖説話については、述盤銘で単公が文王、武王に仕えたこととされており、既に世代が合致していない²⁹⁾。また、韋昭注は単氏の祖が周王室に淵源する事を主張する一伝承に過ぎず、確実な始祖説話と見る事はできない。述盤銘と盞駒尊銘の内容を結び付ける考察についても、必ずしも確実な論拠に基づくものではない点が既に先学によって指摘されている³⁰⁾。

思うに、従来の諸家が呉述(単氏)の周族出自説に拘泥してきた背景には、盞駒尊銘に関する解釈を無批判的に継承してきたという問題点もさる事ながら、単氏が春秋期において王朝の卿士を務める勢族であったという点³¹⁾を踏まえた「単氏一族の血統に対する先入観」も伏在していたのではあるまいか。そして、そもそも述盤銘所載の述家の系譜に陝東系出自である事を示す表徴が全く見出されないという点³²⁾が、言下において立論の前提とされていたもののようと思われる。しかし、先述のように陝東系出自者の中には、特に西周中期改革期以降に陝東系の表徴を廃棄して周系のそれに切り替える者が少なからず存在したのである。

ここで改めて着目すべきは、従来述盤銘の単氏とは別族であるとされてきた陝東系単氏の器銘である³³⁾。「単」と釈文される図象記号を用いる族(本稿では、「陝東系単氏」と称する)の青銅彝器は、関中王畿及び河南王畿で出土している。まず関中王畿での出土例としては、扶風県莊白村出土の陵父日乙罍(前期[9816])や扶風県柳東村出土の単鼎(中期[1485])、扶風県雲塘村出土の単盃(中期[9328])が挙げられ、また河南王畿での出土例としては、洛陽市唐城花園 C3M417 出土の単爵〔『収』(西周[382])〕を挙げる事ができる。また、『三代』には単觚(14・17・1)等の伝世器が著録されている。以上の諸器銘では、「単」が主に図象記号として用いられており、陝東系諡号が付されている例も認められる³⁴⁾。

図象記号「単」は、殷代に起源するとされており³⁵⁾、陝東系単氏は克殷以降に王畿内に徙民された族の一であったものであろう³⁶⁾。そうして、陝東系単氏の中には陝東系諡号等の表徴を廃棄して「周化」する族も現れたものと推定され、その中に述が帰属する単氏も含まれていたのではないと思われる。述盤と同窖出土の天盃〔『収』(中期[759])〕に図象記号「天」が見えるのも、陝東系と呉述との結び付きを窺わせるであろう。また、述盤銘では周初の王朝確立期における単氏の功績が

強調されているが、このような文章構成は陝東系出自者の器銘に特徴的に認められるものである³⁷⁾。西周代の単氏は西周中期以降にその地位を確立したとされているのであるが³⁸⁾、この点は単氏が中期改革期以降に「周化」したという事情と対応しているのではないかと思われる。

もしそうであるとする、宣王期に至って陝東系諸族の中には7代に渉る系譜を「周化」し、陝東出自であるという痕跡を全く消し去ろうとしていた者もいたという事になろう。陝東系出自者が5代以上の系譜〈特に周初から説き起こし王朝との関連に軸を置く〉を銘器した前例には共王期の後掲史牆盤銘（中期 [10175]、Ⅱ）が挙げられるが、史牆盤銘における微氏系譜に陝東系諡号と折衷型諡号が認められたのとは大きな相違である³⁹⁾。

以上、図象記号の有無や紀年法、諡号の変更という点から「周化」の過程を具体的に見てきたが、その過程は一般的に漸進的なものであり、完全に「周化」する場合もあれば部分的「周化」でおさまる場合もあった。また、「周化」する時期も各々の族で異なっており、周初において「周化」する者もいれば、周末まで陝東系としての伝統を護持する族もあった。先述のように、康王期や中期改革開始時期等、王朝にとって転機となる時期に「周化」する者が現れるという时期的な傾向性は認められるが、これはその時期に王朝によって強要されたというわけではなく、この機会をとらえた族側が主体的に「周化」の道を選択したものであろう。すなわち、「周化」という行為は王朝による他律的、一律的なものではなかったのであり、陝東系諸族個々による主体的かつ選択的な行為であったものと見られるのである。

では次に、「周化」行為と「西周中期改革」との関わりについて章を改めて見ていく事にするが、その前に中期改革期以前の段階で陝東出自者が置かれていた状況について概観しておく事にする。

第二章 中期改革期以前における陝東出自者対策

周原甲骨によると、周政権は克殷前後の関中政権時代から既に楚、蜀、微、𩇛等の関中外諸勢力と積極的に交渉していたようであり⁴⁰⁾、また𩇛尊銘（前期 [6014]、Ⅰ A）にみえる𩇛公氏との間には、

在四月。丙戌、王誥宗小子于京室。曰、昔在𩇛、𩇛公氏克速文王。肆文王受茲 [大命]。・・・

四月に在り。丙戌、王 宗小子に京室に誥ぐ。曰く、昔 𩇛に在りしとき、𩇛公氏 克く文王を速けたり。肆に文王 茲の [大命] を受けたまえり。・・・

というように、文王期以来ある種の提携関係が成立していたものとみられる⁴¹⁾。史料には表れないが、周王朝初期に勢族として知られた召族等も、或いはこの頃から周政権と連絡を取り合っていたものであろう⁴²⁾。

武王期に入って克殷を達成し、陝東地域中心部への進出を実現した周王朝がまず直面した課題は、新興勢力である周に対して不穏な動きを見せる諸勢力に対する掃討作戦の継続と⁴³⁾、大がかりな徙民政策であった。

徙民政策において徙民の対象とされていたのは、関中王畿から陝東地域へ転出させられる周系集団のみではなく、陝東在住の諸集団〈特に、例えば『左伝』定公4年条で「殷民」と称せられている殷系集団〉も同様であった。この時期、陝東出自集団が転出させられた地域は関中、河南両王畿地域と陝東外諸侯地域に大別される⁴⁴⁾。

まず関中王畿への徙民の例としては、前掲史牆盤銘に、

静幽高祖、在微靈處。季武王、既伐殷。微史刺祖、迺來見武王。武王則命周公、舍寓于周卑處。……

静幽なる高祖、微の靈處に在り。武王に季て、既に殷を伐つ。微史の刺祖、迺ち來たりて武王に見ゆ。武王則ち周公に命じ、寓を周に舍きて處ら卑む。……

とある微氏が挙げられよう。微氏は武王期に関中王畿の周原地域に移住し、その後も作冊折、史牆、癸等の歴代当主が史官として周王朝に仕え続け、夷王期までその系譜を辿る事ができる⁴⁵⁾。また、大保職に就任して特に周初の陝東経略面で重きをなした召族や康王期に重用された孟等も陝東出自であり⁴⁶⁾、懿、孝王期に宰職に就官していた召も陝東出自徙民の末裔であろう〈共和期に宰職に就いていた琯生は召族の分族出身である〉⁴⁷⁾。周初に反乱を起こした紂子聖の後裔であると見られる紂氏も、昭穆期頃に武官として淮夷征伐に従軍している⁴⁸⁾。彼等のような陝東出自者の墓域及び窖藏品出土地は扶風県等の周原遺址や西安市豊鎬遺址のみならず東は咸陽市涇陽県、渭南市、銅川市、西は宝鶏市隴県、北は宝鶏市麟游県、甘肅省平涼市靈台県等でも発見されており、その遷住地域が関中王畿内においてかなりの広範囲に涉っていた事が確認される⁴⁹⁾。

一方、河南王畿へ徙された陝東出自者の例としては、臣辰の族や史獸、作冊夙令、鳴士卿、臣卿等の事例が挙げられる⁵⁰⁾。彼等は殷系の高度な技術者集団として成周の行政組織や生産活動に参画し、枢機に携わっていたものと考えられる⁵¹⁾。

また、王官として起用された者の中には、陝東地域の監察業務に携わる場合もあった。例えば、憲、孟、大保、中、静、臣卿のように「通省」を主任する者やその補佐を担当する者には陝東出自者が多く就任している⁵²⁾。これには、彼等陝東出自者がその出身地である陝東の内部事情に詳しかったという点が関係していたものと考えられ、外諸侯を安撫する王官に陝東系出自者が認められるのも⁵³⁾、同じ理由によるものであろう。

次に陝東外諸侯地域に徙民した例としては、『左伝』定公4年条に、

子魚曰、……昔武王克商、成王定之、選建明德、以蕃屏周。……分魯公以大路、大旂、……殷民六族、條氏、徐氏、蕭氏、索氏、長勺氏、尾勺氏。……因商奄之民、命以伯禽而封於少皞之虛。分康叔以大路、少帛、……殷民七族、陶氏、施氏、繁氏、錡氏、樊氏、饑氏、終葵氏、……命以康誥而封於殷虛。……

とある、魯国に遷住したとされる「殷民六族」や衛国に徙民したとされる「殷民七族」の事例があげられる〈同じく魯国に賜与された「商奄の民」は在地系集団であると見られる〉⁵⁴⁾。衛国の「殷民七族」に関連して、河南省濬県辛村の衛国遺跡からは陝東出自者の作器にかかる青銅器が出土しており⁵⁵⁾、その点は山西省天馬曲村晋国遺跡も同様である⁵⁶⁾。

また、北京市房山区琉璃河燕国遺跡においては⁵⁷⁾、周系連襠鬲や在地系と見られる夏家店下層文化系統の鬲とともに殷系分襠鬲の出土が認められ⁵⁸⁾、墓地も土器組成や殉葬者の有無等の点から、南区〈Ⅱ区〉の周系墓地と北区〈Ⅰ区〉の殷系もしくは在地系有力者の墓地に大別されていた事がわかっている。燕国にも多くの殷系移民が入植していたものであろう。なお燕国には罍鼎銘（前期[2749]）に、

隹九月既生霸辛酉、在匱。侯賜罍貝金。揚侯休、用作召伯父辛宝尊彝。……

これ九月既生霸辛酉、匱に在り。侯 罍に貝、金を賜う。侯の休に揚えて、用て召伯父辛の宝尊彝を作る。……

とみえる（伯）罍のように召族出自者も遷住していた。克盂銘〔『近』（前期[942]）〕に、

王曰、大保。……余大対乃享、命克侯于匱。旃羌、馬、馭、雪、馭、微。……

王曰く、大保よ。・・余 大いに乃の享に対え、克に命じて匱に侯たらしむ。羌、馬、馭、雪、馭、微を旃せしむ。・・

とみえる羌、馬、馭、雪、馭、微も或いは陝東の別地から燕国に徙民させられた諸族を指していたものと思われる⁵⁹⁾。

ところで陝東外諸侯の属臣も、金文の事例で見る限り陝東系の者が多くを占めていたようである。例えば燕侯のもとには先述した伯霫をはじめ、攸、復、伯矩、堇等の属臣が仕えていたが、いずれも陝東出自の者達であった⁶⁰⁾。また、衛国でも渣伯逯、鬲等の陝東系属臣の出仕が確認される⁶¹⁾。

以上のように、陝東出自者は王官や外諸侯の属官としていずれも重要な役割を果たしており、その吏員としての能力を周王朝から高く評価されていたものと見られるのであるが、だからと言って陝東出自者が一般的に周系諸族以上に重遇されていたわけでもない様である。この点については、周王属下の群臣間における陪臣関係の事例が参考になる〔表1参照〕。

中期改革期以前の陪臣関係においてまず顕著に認められる点は、陝東出自者の登用事例が非常に多いという点であるが、その殆どが陪臣関係の上下序列の面では下位者の立場に就いていた。中には大保〈召公奭〉のように上位者の地位に就いていた者もいるが、特に召族の場合は周初においてあくまで例外的な有力者であったものと考えられる⁶²⁾。何より、〈大保も含めて〉陝東出自者で周系族に対し上位に立っていたと確言できる者の事例は未見であり、やはり本来“陝東出自の王官は下位に就いて統御されるべき〈属官となるべき〉立場の者”であるというのが周人側の基本的見解であったのではないかとと思われる。

第三章 冊命儀礼と陝東出自者

周王朝が「中期改革」に着手する契機となったのは、昭王の〈おそらくは〉不慮の死であろう。昭王に関しては、楚荊に対する南征事業がその事跡として伝えられているが⁶³⁾、文献記録によると成果は芳しいものではなかったらしく、昭王が遠征先で死去したとする伝承さえある⁶⁴⁾。少なくとも昭王が手掛けていた晩年の事業は失敗に帰したものだと思われ、この頓挫は周王朝にとって政策方針の基本的転換を迫るものであったらしい。

そうして共王期頃以降、王朝における新たな君臣儀礼として導入されたのが冊命儀礼であった⁶⁵⁾。冊命儀礼の形式的特徴は、王からの冊命及び賜与品を特定の臣僚が仲介するという点にあり、その任務に携わる臣僚は受命者を補佐して儀式の場に導く「介添役」と、王からの賜与品を冊命書と共に直接的に受命者に授与する「賜与役」に大別される。

前者は王から「呼」ばれて受命者を「召」し出す者であり、例えば懿王12年の前掲大師盧簋銘に、正月既望甲午、王在周師量宮。旦王格大室、即位。王呼師農、召大師盧入門、位中廷。王呼宰召、賜大師盧虎裘。・・・

正月既望甲午、王 周の師量宮に在り。旦に王 大室に格り、位に即く。王 師農を呼び、大師盧を召して門に入らしめ、中廷に位せしむ。王 宰召を呼び大師盧に虎裘を賜わしむ。とある師農がそれに該当し〈本稿では特に「呼某召者」と称する〉、受命者を補佐する者であるが故に、共王2年の前掲趯觶銘に、

隹三月初吉乙卯、王在周、格大室。咸井叔入右趯。王呼内史、冊命趯、更厥祖考服。賜趯戩衣、載

市，同黃，旂。・・・

これ三月初吉乙卯、王 周に在り、大室に格る。咸井叔 入りて趨を右く。王 内史を呼び、趨に冊命し、厥の祖考の服を更がしむ。趨に戡衣，載市，同黃，旂を賜う。・・・

とあるように、「右」者〈＝「(受命者を) 佑助する者」〉とも呼ばれたのである〈宰詔，内史が「賜与者」に該当する〉⁶⁶⁾。「呼某召者」と「右者」は厳密には区別すべきものであると思われるが⁶⁷⁾、両者共に宣王～幽王期までその存在が確認できる〔表2—(A)，(B) 参照〕。後者の「賜与者」に該当する冊命官には主に史官が就任していたが、前者のうち特に右者には「公」，「伯仲叔季」等の称谓を有する内諸侯クラスの有力者が主に着任していた。その本来的身分から見て、右者は冊命儀礼において王に次ぐ重要な役割を担っていたものと思われるが、ここで注目すべきは冊命儀礼導入初期における右者の出自である。

咸井叔が右者を担当していた前掲趨觶銘は共王2年の器銘であるが、共王7年の趙曹鼎一銘（中期〔2783〕、Ⅱ B）と懿王元年の師虎簋銘（中期〔4316〕、Ⅱ B）では、

隹七年十月既生霸、王在周般宮。旦王格大室。井伯入右趙曹、位中廷、北郷。・・・

これ七年十月既生霸、王 周の般宮に在り。旦に王 大室に格る。井伯 入りて趙曹を右け、中廷に位して、北郷す。・・・

隹元年六月既望甲戌、王在杜应、格于大室。井伯内右師虎、即位中廷、北郷。・・・

これ元年六月既望甲戌、王 杜应に在り、大室に格る。井伯 内りて師虎を右け、位に中廷に即き、北郷す。・・・

というように井伯が右者に任じられており、懿王12年の走簋銘（後期〔4244〕）では、

隹王十又二年三月既望庚寅、王在周。格大室、即位。嗣馬井伯〔入〕右走。・・・

これ王の十又二年三月既望庚寅、王 周に在り。大室に格り、位に即く。嗣馬井伯 入りて走を右く。・・・

というように嗣馬井伯が就任している。また同じく共王～孝王期頃と考えられる免尊銘（中期〔6006〕、Ⅱ B～Ⅲ A）〔免觶⁶⁸⁾ 銘（中期〔5418〕〕，免簋銘（中期〔4240〕、Ⅱ），弭叔簋銘（後期〔4253—4254〕、Ⅲ A）では井叔が、豆閉簋銘（中期〔4276〕、Ⅱ B），利鼎銘（中期〔2804〕），師毛父簋銘（中期〔4196〕），殺簋銘（中期〔4243〕）では井伯が、師賁簋銘（中期〔4283—4284〕、Ⅲ A），師奎父鼎銘（中期〔2813〕、Ⅲ A）では嗣馬井伯が右者に任じられている〔表2—(B) 【I】 参照〕。

同時期の右者としては、他に宰肅，益公，南伯，密叔，嗣馬共，公族□，偁父等が挙げられる〔表2—(B) 【Ⅲ】 参照〕が、各自ほとんどが1例ずつで、多くても2～3例程度である。

つまり、初期の右者には井氏出自者が就任する傾向が強く認められるのであり、換言すれば周系大族出自者が⁶⁹⁾ 冊命儀礼草創期において最も重要な役割を担っていたものと考えられるのである。

これに対し、陝東系出自と認められる者の右者就任者数は、西周代全期を通じて例外的と言ってもよいほどに僅少である。その事例は、孝王元年の蔡簋銘（後期〔4340〕）に見える宰詔と、共和11年の師賁簋銘（後期〔4324—4325〕、Ⅲ B）に見える宰弼生及び揚簋銘（後期〔4294—4295〕）の嗣徒単伯のみであり、「呼某召者」の例は宣王16年の克鐘銘（後期〔204—209〕、Ⅲ B）の士詔のみである〔表2—(A) 【Ⅱ】、(B) 【Ⅱ】 参照〕⁷⁰⁾。しかも、宰詔及び士詔や宰弼生，嗣徒単伯の場合は、右者〈及び「呼某召者」〉就任当時既に周系諡号に切り替えていた可能性があり⁷¹⁾、もしそうであるとする、陝東出自の表徴を持ちつつ右者（及び「呼某召者」）に就任していた者の事例は皆無であるという事になる。

一方、孝王期以降になると、右者就任者は主に出自不詳者によって占められるようになるのであ

るが〔表2—(B)【Ⅲ】参照〕、出自不詳者の中には宰嚭等の事例と同様に周系諡号に切り替える等の過程を経て「周化」した陝東出自者も多く含まれていたものと想定される⁷²⁾。そうして、「周化」した非周族出自者が右者に就任し得たと見られる点は、周族出自者が枢要の役割をつとめる“周的”儀礼としての側面が後退したというよりはむしろ、「周化」した他族をも包摂する周的王朝儀礼の定式として冊命儀礼が確立していく過程を示すものと評価すべきであると思われる。また、陝東出自の表徴を持つ者の就任例が見出されないという点は、先述のように“本来陝東出自の者は下位に就いて統御されるべき者”であり、右者のような“顯官”に就く資格を有する者ではないとする周人側の基本的見解に沿うものでもあったであろう。

すなわち、中期改革期以降において陝東出自者が王朝政治の中枢に参画するためには、「周化」している事が一つの必要条件とされていたものと考えられるのであり、それ故にこのような王朝政治の動向に対応して陝東出自諸族の「周化」も、中期改革期以降に増加傾向を示したのではないかと思われる。また見方をかえるならば、中期改革期以降の周王朝では、「周化」の過程を経たならば陝東出自者であっても〈右者のような〉“顯官”の地位に着任できるようになったという事でもあろう。

結び

本稿では、西周代における陝東出自者の「周化」過程について、西周中期改革との関わりを視野に置きながら論じてきた。

共王期頃を画期として中期改革が開始されて以降、周系族が中心となって「周的」君臣儀礼である冊命儀礼が形成された。冊命儀礼で右者に任ぜられていたのは、主に周系族もしくは出自不詳者〈おそらく「周化」した陝東出自者も含む〉であり、陝東系の徴証〈陝東系諡号等〉を有しつつ右者に任ぜられた者の事例はほぼ皆無であった。この点は、中期改革期以降において、陝東出自者が陝東系徴証を有したままでは右者のような“顯官”に就き得なかった事を示している。

陝東出自者が王官や外諸侯の属官として起用される事例は既に周初以来多見されるが、彼等の「周化」過程は一般的に漸進的なものであり、完全に「周化」する場合もあれば部分的「周化」でおさまる場合もあった。すなわち周文化の受容は王朝によって他律的かつ一律的な形で行われたのではなく、陝東系諸族個々によって主体的かつ選択的になされたものと見られるのである。但し、宣王期頃になると先述した任官事情も関係してであろうか、呉速のように周初以来の系譜を「周化」し、陝東出自であるという痕跡を全く消し去ろうとする族も現れていたようである。陝東出自者の「周化」傾向は、大勢として確実に進行していたと見るべきであろう。

すなわち中期改革期以降の周王朝では「周化」した諸族の台頭が〈本来の出自を問わず〉顕著になっていったものと考えられるのであるが、これは王朝が志向する“あるべき統一王朝像”の具現化にもつながる傾向であったものと思われる。

では、そのような志向性は現実の王朝政治の推移にどのような影響を与えていたのであろうか。次稿においてはこの点について検討を進めていく事にする。

注

- 1) 冊命儀礼の定型的賜与品については、吉本 2005: 49 ~ 58 頁参照。
- 2) この点に関し、吉本道雅氏は「西周期の権力機構全体という観点でいうならば、当時の官僚機構は、権力機構の特定の一部分であったに過ぎず、・・冊命の際、右者を務めるような内諸侯相当身分のものが、いわば執政団を構成し・・権力機構の最上級部分を占めていたのである」と指摘されている（吉本 2005: 61 頁）。
- 3) 周王朝の「天子」号については、拙稿 2008 参照。
- 4) 『通釈』2: 337, 448, 531 ~ 532 頁参照。
- 5) この点については、第一章において後述。
- 6) 吉本 2007 参照。
- 7) 本稿では、関中王畿以東〔三門峡附近以東〕の旧殷王朝疆域出自者（殷遺民）もしくはそれ以外の陝東在地系出自者を「陝東出自者」と総称する事にする。
- 8) 微氏の入臣過程及び折衷型諡号については後述。
- 9) 『研究』、『通釈』については、本稿末尾の《引用文献一覧》参照。上記以外には、『殷周金文集成』【以下『集成』】、『近出殷周金文集成録』【以下『近』】、『新収殷周青銅器銘文暨器影彙編』【以下『収』】の断代案を参考にする。
また、本稿で銘文を引用する際には、断代案を〔(1)『集成』又は『近』、『収』の断代案、(2)『集成』又は『近』、『収』の著録番号、(3)『研究』の断代案〕の順に付記する事にする（『近』、『収』の場合のみ、特に書名を注記している。又、『集成』、『近』、『収』の断代案の西周早期、晩期を本論では前期、後期と改めた）。
- なお、これらに未収録のものについては、著録書名または著録雑誌名・刊号及び掲載誌に示された断代案を付記する。
- 10) 周人が図象記号を用いていなかった点については、張懋鎔 1995 参照。なお、図象記号の先行研究については、籀有倉 2008 参照。
- 11) 十干称謂を特徴とする陝東系諡号に対し、周系諡号では主に公、伯仲叔季等の称謂が用いられる。周人が日名を用いなかった点については、張懋鎔 1993, 2009 参照。
- 12) 殷式紀年法では、末辞に「某祀」の年代表記がなされるのに対して、周式紀年法では冒頭に「某年」の年代表記が用いられる。
- 13) 自作器銘以外の主要な表徴の一つに、腰坑葬俗の有無が挙げられる。関中王畿において、西周中期以降に腰坑葬俗が減少する点については、郭亮 2008 参照。但し同論文では、一部の周人が腰坑葬俗を受容していたと見られる点についても指摘されている。
- 14) 試みに林断代が付されている事例を挙例すると、I B では作冊鬲卣銘（前期 [5400]）〔作冊鬲尊銘（前期 [5991]）〕、令彝銘（前期 [9901]、I B）〔令尊銘（前期 [6016]、I B）〕、作冊大方鼎銘（前期 [2758—2761]）、嘏子卿尊銘（前期 [5985]、I B）、臣辰盃銘（前期 [9454]、I B）、II A では旅鼎銘（前期 [2728]）、II B では師旅鼎銘（中期 [2809]、II B）、孟卣銘（前期 [5399]、II B）、II では厚趯方鼎銘（前期 [2730]）等がある。
- 15) 『通釈』では、昭王 14 年に繫年されている。
- 16) 『左伝』僖公 24 年条に、畢について「文之昭也」とある。また周原甲骨 H11—45 に「畢公」とあり、周王朝創業期に封ぜられた関中内諸侯であるものと見られる。
- 17) この点は、陝東系諡号や図象記号と殷式紀年法との相違点である。周系族が陝東系諡号に切り替えたり図象記号を導入した例はない。おそらく、諡号の変更の場合は族内祭祀の変化をもたらすため忌避されたのではないかと思われ、また図象記号の場合はそもそもそのような手段によって族同士の弁別を図る慣習のなかった周系族にとっては導入する意味がなかったのであろう。
- 18) 大事紀年形式は殷墟後期から甲骨文に現れる紀事形式であり、周代に継承されたものと見られる。林断代が付されている事例を例示すると、I B では前掲作冊鬲卣銘、作冊魘卣銘（前期 [5432]）、前掲臣辰盃銘、保卣銘（前期 [5415]）〔保尊銘（前期 [6003]）〕、II A では前掲旅鼎銘、II では前掲厚趯方鼎銘等がある。

- 19) 作冊折觥銘の紀年である「19年」は、作冊折（＝武王期に入臣した微氏：刺祖の孫）の世代や吉本紀年の歴代周王在位年数から判断して、「康王19年」であると見るのが妥当であろう。また、作冊折觥銘と作冊鬲卣銘が同年の器銘であると見られる点については、『通釈』6：370頁参照（但し、白川氏は成王代に繫年されている）。
- 20) 孟卣銘について白川氏は成康期の器とみている（『通釈』1上：392頁）が、林断代（ⅡB）に従うならば、大・小孟鼎以後に再度陝東系の表徴を採用した事例であると見るべきかもしれない。
- 21) 折衷型は、陝東系諡号と周系諡号の特徴を併せ持つ点にその意義があり、陝東出自の諸族にとって諡号の直接の変更が決して容易ではなかった事情を反映しているものと思われる。族内における変更派と保守派の妥協の産物と見る事もできよう。
- 22) 楊小召 2009 は、殷遺民の諡号が「十干→十干（+）公→十干（+）伯仲叔季」の過程を経て推移したものと指摘されている。
- 23) 後述するように「周化」とは諸族個々の選択的行為であり、周王朝に服属した時点で周的様式を導入する事は当然あり得た事と思われる。但し、「周化」の事例は中期改革期以降になって明らかに増加の傾向を示しているのであって、中期改革が陝東系諸族の「周化」行為を触発する結果をもたらしたものと考えられる。
- 24) 紀年法選択の面においても、族内で一定の意見対立があったものであろう。前注 21 において指摘した諡号面の事例と同様の事態が想定される。
- 25) 甬従盨銘の「丁公」から「恵公」への移行については、前注 22 所引楊小召論文でも指摘されている。
- 26) 同出の器に単叔鬲〔『収』（後期 [763—771]）〕がある。なお松井 2005 は、単氏一族が西周後期において単伯家と単叔家に分節していた点を指摘されている。
- 27) この点については、王輝 2003 等が指摘されている。
- 28) 張天恩 2003 や張懋鎔 2003、王輝 2003 等は、呉述の 4 代前の祖先である「恵仲盞父」と盞駒尊銘の作器者である盞とを同一人と見ておられる。その根拠は、速盤と盞駒尊の出土地が隣接しているという点と、「盞」字や「仲」字（盞駒尊銘の盞の父は「大仲」であり、速盤銘の恵仲盞父の父は「新室仲」）が共有されているという点である。そうして、盞駒尊銘に「王弗忘厥旧宗子」とあるため、周王室と同宗であったものと解釈されている。
- 29) この点については、張天恩 2003 や王輝 2003 等も指摘されている。
- 30) 松井 2005 参照。
- 31) この点については、王輝 2003 参照。王子朝の乱に際して周悼王及び敬王を支持した単穆公や単武公等が『左伝』に見える。
- 32) 速盤銘には、単公以下龔叔に至るまでの 7 代に渉る系譜が縷述されているが、いずれも公伯仲叔季の周系諡号であり、陝東系の痕跡はない。
- 33) 張天恩 2003、張懋鎔 2003、田率 2008 等、いずれも“姫姓の”西周期単氏とは別族であると判断されている。
- 34) 𠄎尊銘〔『三代』11・27・5〕等に陝東系諡号が見える。
- 35) 張懋鎔 2003 参照。
- 36) 洛陽 2004 でも、唐城花園 C3M417 が殷遺民の墓葬である点について指摘されている。
- 37) 例えば、𠄎尊銘（前期 [6014]、ⅠA）、𠄎伯𠄎簋銘（中期 [4302]）、史牆盤銘（中期 [10175]、Ⅱ）、詢簋銘（後期 [4321]、ⅡB）、師詢簋銘（後期 [4342]）、𠄎伯𠄎簋銘（後期 [4331]）等に同様の内容又は類似の表現が認められる。いずれも陝東系出自者の作器である。また、速鼎一銘〔『収』（後期 [745]）〕及び速鼎二銘〔『収』（後期 [747]）〕にも同様の表現が見られる。
- 38) 松井 2005 参照。夷王 3 年の裘衛盃銘（中期 [9456]、Ⅲ）では単伯が執政団の構成員になっており、この頃から単氏は勢族として台頭してきたものと見られる。
- 39) 史牆盤銘によると、微伯家は 4 代「亜祖祖辛」から 5 代「文考乙公」にかけての画期に陝東系諡号から折衷型諡号へと移行している。
- 40) 周原甲骨については、徐錫台 1987 参照。岐山県鳳雛村出土 H11—4 に「微」、H11—83 に「楚子」、H11—14 に「楚伯」、H11—68、97 に「蜀」、H11—232 に「猷」が見える。

- 41) 周原甲骨 H31—2 に「衣奚子来降」とあり、克殷以前に周に来降した殷人の例であると見られる（徐錫台 1987：111～113 頁参照）。
- 42) 召族については、白川 1955a 参照。
- 43) 周初における軍事行動の例としては、堃侯〈禽簋銘（前期 [4041]、I B）〉や虎方〈中方鼎二・三銘（前期 [2751—2752]）〉、鬼方〈小孟鼎銘（前期 [2839]）〉等に対する討伐記事を挙げる事ができる。
- 44) 殷遺民の動向については、杜正勝 1982、呂文郁 1993、李宏・孫英民 1999 等参照。
- 45) 微氏については、尹盛平 1992 参照。同著では、4 代亜祖祖辛と作冊折觥銘（前期 [9303]、I B）の作冊折を同一人物と見ている（松井 2005 も同様）。なお、趙燕姣 2009 も参照。
- 46) 召族については、注 42 所引白川論文参照。孟については、大孟鼎銘（前期 [2837]、I B）、前掲小孟鼎銘に殷式紀年法が見え、また第一章で指摘したように孟方鼎銘〔『近』（殷後期 [306—307]）〕、前掲孟卣銘に陝東系諡号が見える〈孟卣銘には図象記号も付されている〉。孟爵銘（前期 [9104]、I B）に見える諡号「父」も陝東系諡号の簡称であろう。
- 47) 召の宰職就任例は、懿王 12 年の大師盧簋銘（中期 [4251—4252]、II B）と孝王元年の蔡簋銘（後期 [4340]）に見える。召尊銘（中期 [5931]）で陝東系諡号が用いられており、陝東出自であると見られる。
一方、珣生の宰職就任例は共和 11 年の師鬲簋銘（後期 [4324—4325]、III B）に見え、珣生簋一銘（後期 [4292]、III A）及び珣生簋二銘（後期 [4293]）によると、召族の分族であると考えられる（『通釈』3 下、873 頁参照）。
- 48) 泉子聖の反乱については、大保簋銘（前期 [4140]、I A）参照。泉氏の従軍例は、泉弑卣銘（中期 [5419—5420]、II B）や弑鼎二銘（中期 [2824]、II B）に見える〈昭穆期とする断代は、『通釈』に従う〉。弑鼎二をはじめとする弑関係器群は扶風県莊白村出土であり、帰順後の泉氏が周原地域に遷住していた事が知られる。弑関係器群については、羅 1976 参照。
- 49) 周原遺址のうち扶風県莊白村、齊家村及び岐山県董家村、賀家村の事例については、陝西 1978a、陝西 1978b、陝西 1963、岐山 1976、陝西 1976 参照。また、西安市豐鎬遺址周辺の事例については王長啓 2002、陝西 1957 参照。
関中王畿内の他例については、陝西 1995（咸陽市涇陽県）、王長啓 1990（渭南市）、陝西 1979（銅川市）、王光永 1991（宝鶏市）、肖琦 2002（宝鶏市隴県）、麟游 1990（宝鶏市麟游県）、甘肅 1972（甘肅省平涼市靈台县）参照。なお宝鶏市周辺に拠点があったと見られる強國や矢国については、在地系異族集団と考え、ここでは除外しておく。
- 50) 前掲臣辰盃銘、史獸鼎銘（前期 [2778]、II A）、前掲令彝銘〔前掲令尊銘〕、前掲鳴士卿尊銘、臣卿鼎銘（前期 [2595]）〔臣卿簋銘（前期 [3948]）〕。いずれも陝東系諡号を有し、成周（新邑）を活動拠点としている。
- 51) 河南王畿の殷人墓は、瀋河以西の北窯村青銅器製作址の周辺や瀋河以東の塔湾地区周辺で発見されている（張劍 1996）。
- 52) 壺鼎銘（中期 [2731]）、前掲大孟鼎銘、厲侯玉戈銘（『断代』5）、前掲中方鼎二・三銘、静方鼎銘〔『収』（前期 [1795]）〕、前掲臣卿鼎銘〔前掲臣卿簋銘〕。孟、大保〈召族〉、臣卿が陝東系出自である点については前述。また、静については静方鼎銘に陝東系諡号が見え、壺、中については壺觥銘（前期 [9289]）〔壺卣銘（前期 [5209]）〕及び壺簋銘（前期 [3868]）、中觶銘（前期 [6514]）に陝東系諡号が認められる。
- 53) 前掲孟爵銘の孟や作冊鬯卣銘（前期 [5407]、I B）の作冊鬯が外諸侯の安撫行為に従事している。作冊鬯については、作冊鬯卣銘に陝東系諡号が見え、又ほぼ同銘である作冊鬯尊銘（前期 [5989]、I B）には図象記号も見える。
- 54) 『左伝』定公 6 年条に見える「周社」、「亳社」の事例も、魯国居民の複合構造を示唆しているものと考えられる。
- 55) 郭宝鈞 1964 参照（後述する涪伯送等の事例）。
- 56) 鄒衡 2000 参照。
- 57) 北京 1995a 参照。
- 58) 北京 1996、劉緒、趙福生 1997 参照。
- 59) これらの諸族が旧殷諸国から燕国に授けられたものとする見解については、北京 1989 参照。

- 60) 攸簋銘（前期 [3906]）、復尊銘（前期 [5978]）、伯矩鬲銘（前期 [689]）、堇鼎銘（前期 [2703]）。いずれも陝東系諡号を有する。
- 61) 涪伯逯卣銘（前期 [5363—5364]）、鬻尊銘（前期 [5986]）。前者では図象記号が見え、後者では陝東系諡号が認められる。涪伯逯が衛の属臣であった事を示す事例は、康侯簋銘（前期 [4059]、I A）参照。
- 62) 前注 42 所引白川論文参照。
- 63) 前掲史牆盤銘及び逯盤銘 [『収』（後期 [757]）] に、昭王による楚荊征伐の事跡が見える（逯盤銘では、昭王、穆王の事跡とされている）。
- 64) 『竹書紀年』では「周昭王十九年、天大噎、雉兔皆震、喪六師於漢」[『初学記』卷 7 地部下所引] というように南征事業の不調を伝え、『左伝』僖公 4 年条では「昭王南征而不復」というように南征先での昭王死去を伝える [『竹書紀年』については、方詩銘 1981 を参着]。
- 65) 冊命儀礼の概略については、陳漢平 1986 参照。
- 66) 白川氏は「介添役」を「右介」と称され、本論と同様に「右」（「右者」）と「召」（本稿の「呼某召者」）とに区別して論じられている（『通釈』3 上：39～40 頁）。
- 67) 「呼某召者」の事例では、「賜与役」は省略されるのが一般的である。但し、「右者」の事例でも「賜与役」が省略される事があり（前掲詢簋銘等）、また「賜与役」のみで「介添役」が省略されている場合もある（師湯父鼎銘（中期 [2780]）等）。すなわち、文面上での省略がその不在を直ちに意味するわけではない。
- 「呼某召者」と「右者」は冊命儀礼内における機能を基本的に共有しており、「介添役」としてはあくまで同一の範疇に属するものと思われる。
- 68) 『集成』では、器種名を「卣」に誤っている。
- 69) 井氏については、その分族であると見られる外諸侯邢（＝井）国に関して『左伝』僖公 24 年条に「周公之胤也」とあり、また強伯鬲銘（前期 [908]、II）や伯田父簋銘（後期 [3927]、III A）に「井姫」が見える点等から、周公系の周族出自であると考えられる。井氏が西周中期頃に、王朝の権力中枢を担っていた点については、松井 02：220～222 頁参照。
- 70) 召及び琯生が陝東出自である点については、注 47 にて前述。嗣徒单伯の单氏が陝東出自であると考えられる点については、第一章にて前述。
- 71) 召については、懿王元年の召鼎銘（中期 [2838]）に「文考弃伯」とあり、また召壺銘（中期 [9728]、III B）には「文考釐公」と見える。一方、琯生については、琯生鬲銘（後期 [744]）に「文考寔仲」とあり、また琯生の本族である召伯虎についても、前掲琯生簋二銘に「考幽伯」とある。いずれも周系諡号である。单氏が周系諡号に切り替えていたと見られる点については、第一章にて前述。
- 72) 例えば、輔師鬲簋（後期 [4286]、II B）等で右者に任じられている栄氏の場合も陝東系出自である可能性が指摘できる。
- 栄氏には、栄、栄子等と称して図象記号と陝東系諡号を有する族集団と、栄伯、栄公、栄季等と称して王朝儀礼に参加する族集団の二者が認められる。前者の青銅彝器は主に洛陽附近で出土しており、又殷～西周前期に断代されている。一方の後者は西周中期～後期に断代され、両者は別族であるとする見解がある（『通釈』1 下：616 頁）。しかし、前述した单氏と同様に栄氏の事例でも中期改革期以降に「周化」して陝東系の徴証を廃棄した可能性があり、例えば栄仲方鼎銘 [『収』（前期 [1567]）] では周系の指標である伯仲叔季称谓を用いる栄仲が陝東系諡号を使用している。

参考文献

【青銅器銘・青銅彝器著録】《及び略称》

- ◇林巳奈夫「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷」（東方学報〈京都〉35、1983）、『殷周時代青銅器の研究—殷周時代青銅器綜覧 1—』（吉川弘文館、1984）、『春秋戦国時代青銅器の研究—殷周時代青銅器綜覧 3—』（吉川弘文館、1989）《略称：『研究』》
- ◇白川静『白川静著作集 別巻 金文通釈』（平凡社、2004～2005）〈原著：『金文通釈』（白鶴美術館誌 1～56 輯）1962～1984〉《略称：『通釈』》

※ 特に断らない限り、白川氏の断代案については『通釈』5（487～527 頁）所掲の「断代分期表と器

群」に示された断代案を参照した。

◇中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』（中華書局、1984～1994）

《略称：『集成』》

◇劉雨，盧岩『近出殷周金文集録』（中華書局、2002）《略称：『近』》

◇鐘柏生，陳昭容，黃銘崇，袁國華編『新収殷周青銅器銘文暨器影彙編』（芸文印書館、2006）《略称：『収』》

◇陳夢家『西周銅器断代』1～6（考古學報 1955～1956）《略称：『断代』》

◇羅振玉『三代吉金文存』（1936）《略称：『三代』》

【論考 中文】

○尹盛平主編：陝西周原考古隊 1992 『西周微氏家族青銅器群研究』（文物出版社）

○王輝 2003 「迷盤銘文箋釋」（考古與文物 2003—3）

○王光永 1991 「陝西寶雞戴家灣出土商周青銅器調查報告」（考古與文物 1991—1）

○王長啓 1990 「西安市文物中心收藏的商周青銅器」（考古與文物 1990—5）

2002 「西安豐鎬遺址發現的車馬坑和青銅器」（文物 2002—12）

○郭寶鈞 1964 『濬縣辛村』（科學出版社）

○郭亮 2008 「略論商周時期關中地區腰坑葬俗」（江漢考古 2008—4）

○甘肅省博物館文物組 1972 「靈台白草坡西周墓」（文物 1972—12）

○岐山縣文化館・陝西省文管會等 1976 「陝西省岐山縣董家村西周銅器窖穴發掘簡報」（文物 1976—5）

○肖錫 2002 「陝西隴縣八渡鎮發現的西周青銅器窖藏」（考古與文物 2002 增刊）

○徐錫台編著 1987 『周原甲骨文綜述』（三秦出版社）

○鄒衡主編：北京大學考古學商周組・山西省考古研究所 2000 『天馬一曲村（1980—1989）』（科學出版社）

○陝西周原考古隊 1978a 「陝西扶風莊白一號西周青銅器窖藏發掘簡報」（文物 1978—3）

1978b 「陝西扶風縣雲塘、莊白二號西周銅器窖藏」（文物 1978—11）

○陝西省考古研究所、陝西省文物管理委員會、陝西省博物館 1979 『陝西出土商周青銅器』1（文物出版社）

○陝西省考古研究所 1995 『高家堡戈國墓』（三秦出版社）

○陝西省博物館・陝西省文物管理委員會 1963 『扶風齊家村青銅器群』（1963）

○陝西省博物館・陝西省文物管理委員會 1976 「陝西岐山賀家村西周墓葬」（考古 1976—1）

○陝西省文物管理委員會 1957 「長安普渡村西周墓的發掘」（考古學報 1957—1）

○趙燕姣 2009 「從微氏牆盤看殷遺民入周後的境遇」（文博 2009—1）

○張劍 1996 「洛陽兩周考古概述」（『洛陽考古四十年』所収、科學出版社）

○張天恩 2003 「從迷盤銘文談西周單氏家族的譜系及相關銅器」（文物 2003—7）

○張懋鏞 1993 「周人不用日名說」（歷史研究 1993—5）

1995 「周人不用族徽說」（考古 1995—9）

2003 「眉縣窖藏青銅器與西周單逯家族」（『周秦漢唐文化研究』2 所収、三秦出版社）

2009 「再論“周人不用日名說”」（文博 2009—3）

○陳漢平 1986 『西周冊命制度研究』（學林出版社、1986）

○田率 2008 「陝西眉縣青銅器窖藏與西周單逯家族」（中國歷史文物 2008—4）

○杜正勝 1982 「略論殷遺民的遭遇與地位」（中央研究院歷史語言研究所集刊 53—4、1982）

○唐友波 1996 「“鬻”與周獻功之禮」（上海博物館集刊 7、1996）

○北京市文物研究所 1995a 『琉璃河西周燕國墓地』（文物出版社）

○北京大學考古學系・北京市文物研究所 1996 「一九九五年琉璃河周代居址發掘簡報」（文物 1996—6）

○北京琉璃河出土西周有銘銅器座談紀要 1989 （考古 1989—10）

○方詩銘，王修齡 1981 『古本竹書紀年輯證』（上海古籍出版社、1981）

○楊小召 2009 「西周金文中的祖先稱謂」（中國歷史文物 2009—1）

○羅西章，吳鎮烽，雒忠如 1976 「陝西扶風出土西周伯或諸器」（文物 1976—6）

○雒有倉 2008 「商周族徽文字研究的歷史與現狀」（中國史研究動態 2008—2）

○洛陽市文物工作隊 2004 「洛陽市唐城花園 C3M417 西周墓發掘簡報」（文物 2004—7）

- 李宏・孫英民 1999 「从周初青銅器看殷商遺民的流迁」(史学月刊 1999—6)
- 劉緒, 趙福生 1997 「琉璃河遺址西周燕文化的新認識」(文物 1997—4)
- 呂文郁 1993 「西周王畿殷商遺民考略」(『西周史論文集』下: 所収、陝西人民教育出版社)
- 麟游県博物館 1990 「陝西省麟游県出土商周青銅器」(考古 1990—10)

【論考 日文】

- ◇白川静 1955a 「召方考」〔『白川静著作集』別卷: 甲骨金文学論叢《上》(平凡社、2008) 所収〈原載: 『甲骨金文学論叢』2 集(立命館大学文学部中国文学研究室) 所収〉〕
- 1955b 「小臣考」〔『白川静著作集』第 4 卷(平凡社、2000) 所収〈立命館文学 116, 117、1955〉〕
- ◇谷秀樹 2008 「西周代天子考」(立命館文学 608、2008)
- ◇松井嘉徳 2002 『周代国制の研究』(汲古書院、2002)
- 2005 「記憶される西周史—逖盤銘の解説—」(東洋史研究 64—3、2005)
- ◇吉本道雅 2004 「西周紀年考」(立命館文学 586、2004)
- 2005 『中国先秦史の研究』(京都大学学術出版会)
- 2007 「『左伝』と西周史」(中国古代史論叢 4、2007)

表 1 陪臣関係表〔中期改革期以前〕

- † 林欄は『研究』に示された断代案を示す。
- † 「対揚形式」及び「特殊称呼」は、陪臣関係上の「下位者」から「上位者」に対してなされた称谓例を指す。
- † 小臣については、白川 1955b の所説に従い、陝東系出自であると判断した。
- † 王官同士の間における陪臣関係を対象とする〔外諸侯関連器や王姜等女君関連器、及び族内（父子・兄弟間、本一支族間）関連器を除く〕。
- † 《★》は、王命に基づいて組成された序列関係を指す。この点については、次稿において検討する。なお、中期改革期以降の陪臣関係についても、この点との関連を中心に次稿において検討対象とする。

【Ⅰ】〈上位者：(周系) 一下位者：(陝東系)〉

器名	上位者	下位者	◇対揚形式 ◆特殊称呼	陝東 諡号	図象 記号	小臣	林	『集成』等
小臣单觶	周公	小臣单				有	I A	前期 6512
作册鬲卣・尊	明保	作册鬲		有	有		I B	前期 5400・5991
令彝・尊	明保	作册矢令		有	有		I B	前期 9901・6016
繇方	繇仲 ※①	繇	◇「対揚尹休」	有			I B	前期 2729
猷簋	猷伯	猷	◆称「朕辟天子」	有			II A	前期 4205
厚趯方鼎	濂公 ※②	厚趯		有	有		II	前期 2730
鬲鼎	濂公	鬲	◇「揚公休」	有	有			前期 2659

【Ⅱ】〈上位者：(周系) 一下位者：(出自不詳)〉

器名	上位者	下位者	◇対揚形式 ◆特殊称呼	林	『集成』等
史隣簋	畢公	史隣		I B	前期 4030—4031
寧鼎	濂公	寧		II A	前期 2740—2741
班簋	毛公 ※③	吳伯、呂伯		II A	中期 4341

【Ⅲ】〈上位者：(出自不詳) 一下位者：(陝東系)〉

器名	上位者	下位者	◇対揚形式 ◆特殊称呼	陝東 諡号	図象 記号	小臣	林	『集成』等
作册虺卣	公大史	作册虺	※④《★》 ◇「揚公休」	有			I B	前期 5432
貝卣・尊	史旃	貝		※⑤ (有)	※⑥ (有)		II A	前期 5387
史獸鼎	尹	史獸	◇「対揚皇尹丕顯休」 ◆称「皇尹」	有			II A	前期 2778
召尊・卣	伯懋父	召		※⑦			II A	前期 6004・5416
小臣諲簋	伯懋父	小臣諲	※⑧《★》			有	II A	前期 4238—4239
能匋尊	盪公	能匋						前期 5984
寯鼎	趙	寯		※⑨ (有)				中期 2731
臣卿鼎・簋	公	臣卿		有				前期 2595・3948
束觶	公	束		有				前期 5333
小臣邁鼎	仲	小臣邁	◇「揚仲皇」	※⑩ (有)		有		前期 2581
羿彝	公仲	羿		有	有			殷或前期 10581

小臣傳卣	伯割父	小臣傳	※⑪ (「揚伯休」)	有		有		前期 4206
繁簋	公	繁	◇「対揚公休」	有				前期 4146
繁卣	公	繁	◇「対揚公休」	有	有			中期 5430
高卣	尹	高	◇「揚尹休」	有				前期 5431
臣衛父辛鼎	公	臣衛		有				前期 5987
小臣鼎	宓伯	小臣金	◇「揚」					前期 2678

【Ⅳ】〈上位者：(陝東系) 一下位者：(陝東系)〉

器名	上位者	下位者	◇対揚形式 ◆特殊称呼	陝東 諡号	図象 記号	小臣	林	『集成』等
作冊大方鼎	公束	作冊大	◇「揚皇天尹大保壺」 ◆称「皇天尹大保」	有	有		I B	前期 2758—2761
旅鼎	公大保	旅		※⑫ (有)	有		II A	前期 2728
柶殘器	大保	柶		有				前期 3790
亢鼎	公大保	亢		有	有			『収』 前期 1439
御正良爵	今大保	御正良		有	有			前期 9103
甗卣	丙公 ※⑬	甗	◇「対揚公休」	有	有			『近』 中期 605

【Ⅴ】〈上位者：(出自不詳) 一下位者：(出自不詳)〉

器名	上位者	下位者	◇対揚形式 ◆特殊称呼	林	『集成』等
呂行壺	伯懋	呂行			前期 9689
保貝簋	公	保貝	◆称「辟公」		『近』 前期 484
伯冏父卣	伯冏父	余	◇「対揚父休」		前期 5390
匚盃	青公	匚	◇「対揚公休」		『近』 前期 943
比簋	公	比	◇「揚公休」		『近』 前期 449
鼗簋	伯氏	鼗			中期 4099
斚尊	仲	斚	◇「揚仲休」		中期 5988

- ※① 獻簋銘 (前期 [4205]、II A) に拠ると、獻仲の同族である獻伯は、畢公の族であったものと見られる。畢公が周系族であると見られる点については、本文注 16 参照。
- ※② 謙公については、謙姬簋銘 (中期 [3978]) に「謙姬作父庚尊簋。・・」とあり、姬姓であったものと見られる〔謙姬簋で作器対象とされている「父庚」は姻族の父考であろう〕。
- ※③ 毛公については、『左伝』僖公 24 年条に「毛、文之昭也」とあり、また班簋銘 (中期 [4341]、II A) でも、作器者の毛班が自ら「文王、王妣聖孫」と称している。
- ※④ 公大史は王のもとから派遣されており、作冊甗に対する賞与は王命に基づく措置であったものと見られる。
- ※⑤、⑥ 関連器銘であると見られる貝鼎銘 (前期或中期 [2695]) に、陝東系諡号と図象記号が見える。
- ※⑦ 召は、召族出自であると見られる。召族が陝東系である点については、第一章参照。
- ※⑧ 伯懋父による賜与は「承王命」とあり、王命に基づく措置である。
- ※⑨ 関連器銘であると見られる甗觥銘 (前期 [9289]) 等に陝東系諡号が認められる点については、第一章及び本文注 52 参照。
- ※⑩ 関連器銘であると見られる趯盃銘 (中期 [10321]) に、陝東系諡号が認められる。
- ※⑪ 小臣傳は師田父と伯割父の両者から賜与されているが、「揚伯休」とある点に着目すると、陪臣関係上の上位者は伯割父 (「伯」) であったのではないと思われる。
- ※⑫ 諡号は「父」とあり、「父某」の省略形であると判断される。陝東系諡号である。
- ※⑬ 丙公については、甲骨文に見える丙国との関連が指摘されており (唐友波 1996)、陝東系出自であると見られる。外諸侯関連器であると見るべきかもしれない。

表2 「呼某召者」及び「右者」出自表

† 吉本欄は吉本 2004,2005、林欄は『研究』、白川欄は『通釈』5〈5 以外の所載については、(巻数 / 頁数) の形式で付記〉に示された断代案を示す。

(A) 「呼某召者」

【I】周系

器名	呼某召者	受命者	吉本	林	白川	『集成』等
癸壺二	虢叔	癸	夷王 3	Ⅲ A	夷王 3	中期 9726
癸鼎	虢叔	癸	夷王 3			中期 2742

【II】陝東系

器名	呼某召者	受命者	吉本	林	白川	『集成』等
克鐘	士召 ※①	克	宣王 16	Ⅲ B	宣王 16	後期 204—209

【III】出自不詳者

器名	呼某召者	受命者	吉本	林	白川	『集成』等
盞駒尊	師虢	盞		Ⅱ ※②	昭王	中期 6011
大師盧簋	師農	大師盧	懿王 12	Ⅱ B	懿王 12	中期 4251—4252
癸壺二	師寿	癸	夷王 3	Ⅲ A	夷王 3	中期 9726
達盥	嵩遷	達	夷王 3		昭王 3	『近』 中期 506
師酉鼎	師俗 ※③	師酉	共和 4		夷王 4	『収』 中期 1600
晋侯蘇鐘	善夫	晋侯蘇	※④		厲王 33	『近』 後期 35—50

(B) 右者

【I】周系

器名	右者	受命者	吉本	林	白川	『集成』等
遷觶	咸井叔	遷	共王 2	Ⅱ	穆王 2	中期 6516
趙曹鼎一	井伯	趙曹	共王 7	Ⅱ B	共王 7	中期 2783
師虎簋	井伯	師虎	懿王 1	Ⅱ B	懿王 1	中期 4316
豆閉簋	井伯	豆閉		Ⅱ B	共王	中期 4276
利鼎	井伯	利	※⑤		共王	中期 2804
免尊・觶	井叔	免		Ⅱ B ~ Ⅲ A	共王	中期 6006・5418
免簋	井叔 ※⑥	免		Ⅱ	共王	中期 4240
師毛父簋	井伯	師毛父			共王 (2/68)	中期 4196
殺簋	井伯	殺				中期 4243
走簋	嗣馬井伯	走	懿王 12		懿王 12	後期 4244
師賁簋	嗣馬井伯	師賁		Ⅲ A	共王	中期 4283—4284
師奎父鼎	嗣馬井伯	師奎父		Ⅲ A	懿孝	中期 2813
弭叔簋	井叔	師宋 (= 弭叔)		Ⅲ A	懿孝 (3 上 / 483)	後期 4253—4254
此鼎・簋	嗣土毛叔	此	厲王 17	Ⅲ A	厲王 17	後期 2821—2823・ 4303—4310
南宮柳鼎	(井) 武公 ※⑦、⑧	南宮柳		Ⅲ A	夷王	後期 2805
敵簋三	(井) 武公	敵			夷王	後期 4323
何簋	虢仲	何			夷王	前期 4202
鄧簋	毛伯	鄧	宣王 2		厲王 2	後期 4296—4297
召壺	井公	召		Ⅲ B	懿王	中期 9728

【II】陝東系

器名	右者	受命者	吉本	林	白川	『集成』等
蔡簋	宰召 ※⑨	蔡	孝王 1		孝王 1	後期 4340

師斿簋	宰珣生 ※⑩	師斿	共和 11	Ⅲ B	共和 11	後期 4324—4325
揚簋	嗣徒单伯※⑪	揚			懿孝	後期 4294—4295

【Ⅲ】出自不詳者

器名	右者	受命者	吉本	林	白川	『集成』等
吳方彝	宰肸	作冊吳	共王 2	Ⅱ	共王 2	中期 9898
詢簋	益公	詢	共王 17	Ⅱ B	孝王 17	後期 4321
裘衛簋	南伯	裘衛	共王 27	Ⅱ B	厲王 27	中期 4256
無叟鼎	嗣徒南仲	無叟		Ⅱ B	夷王	後期 2814
虎簋	密叔	虎	共王 30		穆王 30	『近』 中期 491
趯簋	密叔	趯		Ⅱ B	懿孝	中期 4266
師兪簋	嗣馬共	師兪	懿王 3		懿王 3	後期 4277
師晨鼎	嗣馬共	師晨	懿王 3		懿王 3	中期 2817
諫簋	嗣馬共	諫	懿王 5		懿王 5	後期 4285
牧簋	公族□	牧	懿王 7		懿王 7	中期 4343
癸壺一	偃父	癸	懿王 13		懿王 13	中期 9723—9724
卻咎簋	康公	卻咎	孝王 1		穆王 1	後期 4197
師詢簋	榮	師詢	孝王 1		孝王 1	後期 4342
王臣簋	益公	王臣	孝王 2	Ⅲ A	孝王 2	中期 4268
師旅簋一	遲公	師旅	夷王 1	Ⅲ A	孝王 1	後期 4279—4282
師顓簋	嗣工液伯	師顓	夷王 1		夷王 1	後期 4312
癸盥	嗣馬共	癸	夷王 4	Ⅲ A	懿王 4	中期 4462—4463
宰獸簋	嗣土榮伯	宰獸	夷王 6		夷王 6	『近』 中期 490
輔師斿簋	榮伯	輔師斿	夷王 6	Ⅱ B	孝夷 (6/512)	後期 4286
康鼎	榮伯	康		Ⅲ A	孝夷	中期或後期 2786
同簋	榮伯	同			孝夷	中期 4270—4271
衛簋	榮伯	衛		Ⅲ A	孝夷又は懿孝 (6/213—214)	中期 4209—4212
弭伯簋	榮伯	師藉 (= 弭 伯)		Ⅲ B	孝夷	後期 4257
望簋	宰匭父	望	夷王 13		夷王 13	中期 4272
休盤	益公	走馬休	夷王 20	Ⅲ A	夷王 20	中期 10170
申簋蓋	益公	申				中期 4267
師道簋	益公	師道				『収』 後期 1394
伊簋	隤季	伊	厲王 27	Ⅲ B	夷王 27	後期 4287
大克鼎	隤季	善夫克		Ⅲ B	夷王	後期 2836
善夫山鼎	南宮	善夫山	厲王 37	Ⅲ B	夷王 37	後期 2825
師酉簋	公族□釐	師酉	共和 1	Ⅲ B	夷王 1	中期 4288—4291
師兌簋一	同仲	師兌	共和 1	Ⅲ B	共和 1	後期 4274—4275
師兌簋二	毀伯	師兌	共和 3		共和 3	後期 4318—4319
頌鼎・簋・壺	宰弘	頌	宣王 3	Ⅲ B	孝王 3	後期 2827—2829・ 4332—4339・9731— 9732
吳虎鼎	伯道	吳虎	宣王 18		宣王 18	『近』 後期 364
趯鼎	宰訊	趯	宣王 19		厲王 19	後期 2815
袁盤・鼎	宰頤	袁	宣王 28		夷王 28	後期 10172・2819
逯鼎一	嗣工散	吳逯	宣王 42		宣王 42	『収』 後期 745
逯鼎二	嗣馬壽	吳逯	宣王 43		宣王 43	『収』 後期 747
柞鐘	仲大師	柞	幽王 3	Ⅲ B	幽王 3	後期 133—139
盞方尊・彝	穆公	盞		Ⅱ B・Ⅱ	穆王	中期 6013・9899— 9900
戠簋	穆公	戠			穆王	後期 4255
即簋	定伯	即		Ⅱ B	夷王	中期 4250
殷簋	士戊	殷			穆王	『近』 中期 487—488
庚季鼎	伯俗父	庚季			懿王	中期 2781

親簋	鬲工遼	親				『中国歴史文物』 2006—3（穆王） ※⑫
呂服余盤	備仲	呂服余			夷王	中期 10169
晉侯蘇鐘	鬲工揚父	晉侯蘇	※⑬		厲王 33	『近』 後期 35—50
楚簋	仲棚父	楚				後期 4246—4249
害簋	宰夷父	害				後期 4258—4260

※① 召が陝東出自である点については、本文注 47 参照。

※② 関連器銘である盞方尊銘（中期 [6013]）はⅡ B に繫年されている。

※③ 師酉鼎銘では「使師俗召師酉」の形式（「使某召者」）がとられているが、「呼某召者」の一類型であると判断した。

※④ 該当記事は、晋侯蘇鐘銘中の宣王期の記事部分に見える。晋侯蘇鐘銘については吉本 2004 の所説に従い、「王入格成周」より前を厲王期の記事であると見做し、以下を宣王期の器銘であると見る。

※⑤ 冊命儀礼の場となっている「般宮」は、上記の趙曹鼎一銘では「周般宮」として見える。

※⑥ 免簋銘では「井叔有免、即命」の表現が見えるが、右者の一類型であると判断される。

※⑦ 禹鼎銘（後期 [2833—2834]、Ⅲ B）等に見える武公と同一人物であると考えられる。武公が内諸侯井国の「井公」（井武公）であったと見られる点については、吉本 2005：59 頁参照。

※⑧ 南宮柳鼎銘では「武公有南宮柳、即位中廷」の表現が見えるが、免簋銘と同様に右者の一類型であると判断される。

※⑨ 召が陝東出自である点については、注①にて既述。

※⑩ 宰琰生が陝東出自である点については、本文注 47 参照。

※⑪ 単氏が陝東出自であると見られる点については、第一章参照。

※⑫ 吉本紀年の歴代周王在位年数から判断して、共王 24 年に断代するのが適当ではないかと思われる。

※⑬ 該当記事は、晋侯蘇鐘銘中の宣王期の記事部分に見える。

（本学非常勤講師）